

四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第61号）による乳幼児等の医療費の助成に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第61号）による乳幼児等の医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第61号）による乳幼児等の医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 第一条	四万十町福祉医療費助成に関する条例（平成18年条例第61号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、「次代の社会を担う児童」の「健やかな成長」に資することを目的とする。	第1条 この条例は、「乳幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）並びに重度心身障害者（重度心身障害児を含む。以下同じ。）」の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の「保健の向上と福祉の増進を」図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		四万十町福祉医療費助成に関する条例四万十町福祉医療費助成に関する条例施行規則
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	四万十町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第2条
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	四万十町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ロ	四万十町福祉医療費助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	乳幼児及び児童の保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月17日

保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	14
保護評価書の名称	乳幼児等医療費の助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%9B%9B%E4%B8%87%E5%8D%81%E7%94%BA&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90%E7%AD%89&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=31&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=20&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=20&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2